

予定価格の事前公表に関する基準

平成11年7月8日制定 助役決裁

平成12年4月5日一部改正

平成16年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成24年5月16日一部改正

令和7年2月20日一部改正

1. 目的

千代田区が発注する建築工事、設備工事、土木工事及びこれらに類する工事（以下「工事等」という。）に係る入札・契約制度の透明性を高めるため、設計金額（以下「予定価格」という。）の事前公表を実施する。

2. 公表対象

（1）予定価格を事前公表する案件は、競争入札案件の内、予定価格が5千万円以上の工事等及び1千万円以上の設計業務とする。

（2）前項の規定にかかわらず、契約担当者は、特に必要があると認めるときは、予定価格を事後公表とすることができる。

3. 公表の時期及び方法

一般競争入札の場合は公告開始時、公募制指名競争入札の場合は公募開始時、指名競争入札の場合は指名時に、電子入札サービスにより行う。

4. 実施日

この基準は、令和7年2月20日から実施する。